

加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱の理事長が別に定める件

平成30年6月14日付け30農畜機第1658号
一部改正 平成30年12月25日付け30農畜機第5176号
一部改正 令和2年3月26日付け元農畜機第7676号
一部改正 令和3年3月30日付け2農畜機第7319号
一部改正 令和4年3月31日付け3農畜機第7205号
一部改正 令和5年3月30日付け4農畜機第7366号
一部改正 令和6年3月26日付け5農畜機第8396号
一部改正 令和7年3月26日付け6農畜機第8438号

加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－6。以下「要綱」という。）第4の2の（2）から（4）まで、同5の（2）、同7の（3）のイ、同（7）のイの（イ）、同（11）及び第8の3の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定める件は、次のとおりとする。

第1 年度途中において要綱第2の1の（2）の事業に参加できる者

要綱第4の2の（2）の規定に基づく、年度途中であっても要綱第2の1の（2）の事業に参加できる者は次の1から3までのいずれかに該当する者とする。

- 1 新たに酪農経営に参入した者
- 2 生産者積立金契約者又は酪農事業者であって、生乳の出荷先である第1号対象事業者を変更又は追加した者
- 3 生産者積立金契約者又は酪農事業者であって、新たに第2号対象事業者又は第3号対象事業者として農林水産大臣から交付対象数量の通知を受けた者

第2 事業参加要件・事業対象数量確認書

要綱第4の2の（3）の規定に基づく、事業参加要件・事業対象数量確認書は、様式第1号の加工原料乳生産者経営安定対策事業参加要件・事業対象数量確認書のとおりとする。

第3 事業を中止又は廃止する場合

要綱第4の2の（4）の規定に定める場合にあっては、酪農事業者は、様式第2号の加工原料乳生産者経営安定対策事業参加辞退届出書により届け出

るものとする。

第4 加工原料乳の販売価格及び認定数量の報告

- 1 要綱第4の5の(2)の規定に定める加工原料乳の販売価格、認定数量等の報告は、次に掲げる方法により報告するものとする。

- (1) 生乳出荷事業者

各四半期の翌々月の15日までに、様式第3-1号の生乳販売等数量報告書(生乳出荷事業者用)により、報告するものとする。

- (2) 第2号対象事業者

各四半期の翌々月の15日までに、様式第3-2-1号の加工原料乳認定数量等報告書(第2号対象事業者用)により、報告するものとする。ただし、加工原料乳の認定事務に当たって、都道府県を通じて独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)に提出した販売数量等のデータを当該報告として使用することに同意する者(以下「データ提供同意者」という。)にあっては、同報告書の提出に代え、各四半期の翌々月の15日までに、畜産経営の安定に関する法律施行令(昭和36年政令第387号)第5条第1項の規定に基づき農林水産大臣又は都道府県知事が認定する数量(以下「認定数量」という。)を記した通知書(以下「認定通知書」という。)の写しを機構に送付するとともに、毎年度、様式第3-2-2号の加工原料乳価格年度別報告書(第2号対象事業者用)により、報告するものとする。

- (3) 第3号対象事業者

各四半期の翌々月の15日までに、様式第3-3号の加工原料乳認定数量報告書(第3号対象事業者用)により、報告するものとする。ただし、データ提供同意者は、各四半期の翌々月の15日までに、認定通知書の写しを機構に送付するものとする。

- 2 要綱第4の5の(2)のただし書に定める場合にあっては、第1号対象事業者は、各四半期の翌々月の15日までに、生乳販売数量報告書(生乳出荷事業者用)により、報告するものとする。

- 3 機構は、1の(2)により報告のあった加工原料乳の認定数量、販売価格等を要綱第4の4の(1)のAの第2号対象事業者の加工原料乳の販売額の算定に使用するものとする。

第5 年度途中において生産者積立金契約を締結できる者

要綱第4の7の(3)のイの規定に基づく、年度途中であっても生産者積立金契約を締結できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 新たに酪農経営に参入した者
- 2 酪農事業者であって、新たに積立金造成団体に生乳の出荷を開始した者

第6 事業者拠出金の納付

要綱第4の7の(7)のイの(イ)の規定に基づく事業者拠出金の納付は、次の方法により行うものとする。

1 事業者拠出金納付依頼書の送付

機構は、各四半期に酪農事業者に対し、事業者拠出金単価に次の(1)又は(2)に掲げる数量(以下「支払対象数量」という。)を乗じて得た額を拠出金とし、様式第4号の加工原料乳生産者経営安定対策事業事業者拠出金納付依頼書(以下「拠出金納付依頼書」という。)を送付するものとする。

また、機構は、事業者拠出金単価を変更した場合には、事業者拠出金単価の変更前に拠出金納付依頼書を送付した各四半期について、当該四半期の拠出金納付依頼書に記載された納付金額と変更後の事業者拠出金単価に支払対象数量を乗じて得た額の差額を算出し、その差額を記載した事業者拠出金納付依頼書を酪農事業者へ送付するものとする。

- (1) 生乳出荷事業者にあつては、出荷先の第1号対象事業者に係る生乳の総取引数量のうち、加工原料乳の認定数量の比率を、当該生乳出荷事業者の当該第1号対象事業者に対する出荷数量に乘じて得た数量とする。

ただし、当該第1号対象事業者の認定数量が当該年度の当該第1号対象事業者の畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第5条第3項に規定する交付対象数量(以下「交付対象数量」という。)を超える場合は、当該第1号対象事業者に係る生乳の総取引数量のうち、交付対象数量の比率を、当該生乳出荷事業者の当該第1号対象事業者に対する出荷数量に乘じて得た数量とする。

- (2) 第2号対象事業者及び第3号対象事業者にあつては、加工原料乳の認定数量とする。

ただし、当該対象事業者の認定数量が当該対象事業者の交付対象数量を超える場合は、その交付対象数量とする。

2 事業者拠出金の納付

酪農事業者は、拠出金納付依頼書に基づき、納付期限までに事業者拠出金を機構が指定する金融機関の口座に振り込むことにより納付するものとする。

第7 事業の権利義務の承継

酪農事業者は、要綱第4の7の(11)の規定に基づき、事業の権利義務

を承継しようとする場合には、次に掲げる者の区分に応じた承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 1 酪農事業者の死亡等による相続により事業に係る権利義務の承継をしようとする者

様式第5-1号 事業に係る権利義務の承継申請書（相続者用）

- 2 農業生産法人等の構成員になることにより事業に係る権利義務の承継をしようとする者

様式第5-2号 事業に係る権利義務の承継申請書（農業生産法人等用）

第8 事業者拠出金の収支状況報告

要綱第8の3の規定に基づく、事業者拠出金の収支状況の通知は、様式第6号の加工原料乳生産者経営安定対策事業事業者拠出金収支表によるものとする。

附 則（平成30年6月14日付け30農畜機第1658号）

この要綱の改正は、平成30年6月14日から施行する。

附 則（平成30年12月25日付け30農畜機第5176号）

この要綱の改正は、平成30年12月30日から施行する。

附 則（令和2年3月26日付け元農畜機第7676号）

- 1 この要綱の改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の様式第1号の5の③の規定は令和元年度に納付された事業者拠出金について遡及して適用する。

附 則（令和3年3月30日付け2農畜機第7319号）

この要綱の改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日付け3農畜機第7205号）

- 1 この要綱の改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の様式第4号は、令和4年度第1四半期分以後の事業者拠出金納付依頼書について適用し、令和3年度第4四半期分については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月30日付け4農畜機第7366号）

この要綱の改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日付け5農畜機第8396号）

この要綱の改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月26日付け6農畜機第8438号）

この要綱の改正は、令和7年4月1日から施行する。

【様式第 1 号】

加工原料乳生産者経営安定対策事業参加要件・事業対象数量確認書

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

前年度に引き続き加工原料乳生産者経営安定対策事業を実施したいので、同事業実施要綱第4の2の（3）の規定に基づき、下記のとおり申込内容を確認し提出します。

また、下記5の「参加継続に当たっての確認事項等」について確認し、同意します。

1 基本的事項

下記に必要事項をご記入ください。

申込年月日		令和	年	月	日
フリガナ					
申込者氏名 (法人名)					
法人の場合	フリガナ				
	代表者役職・氏名				
	フリガナ				
	担当者氏名				
住所		(〒) 都道府県 市区町村			
電話		— —			
携帯電話		— —			
F A X		— —			
Eメールアドレス		@			
申請等事務委託先名					

注：補填金の振込確認等で機構から連絡する場合がありますので、保有する全ての連絡先をご記入ください。

2 事業に関する事項

(1) 農場の所在する市町村 (前年度から変更があれば記入してください)

(2) 生乳生産量等

項目	本年度見込み数量
乳用牛飼養頭数 (平均)	
うち搾乳牛頭数	
1 頭当たり乳量 (kg/日)	
生乳生産量 (kg/年度)	

3 生乳の販売見込及び事業参加に関する事項

当てはまるものを全て記載してください。

事業への参加欄には、事業に参加する場合は「○」を、参加しない場合は「×」を記入してください。事業に参加しない生乳は補填対象になりません。

なお、第1号対象事業者を通じて販売した生乳は、出荷先ごとに事業への参加の有無を選択することができます。

○ 第1号対象事業者を通じて販売する生乳

販売先・委託販売先	販売見込数量 (kg)	事業への参加 (○・×)

○ 直接乳業者に販売する生乳

販売先	販売見込数量 (kg)	事業への参加 (○・×)

○ 自ら乳製品に加工 (委託加工を含む) する生乳

加工乳製品	加工見込数量 (kg)	事業への参加 (○・×)

4 販売数量等のデータの利用（第2号及び第3号対象事業者のみ）

該当する□にチェック（✓）をご記入ください。

加工原料乳生産者補給金制度の加工原料乳数量認定等事務において、都道府県を通じて機構に提出した販売数量等のデータを本事業の販売数量等の報告として使用する。

☐ 同意する

☐ 同意しない

注：同意した場合、様式第3－2－1号の販売報告の提出を免除する。

5 参加継続に当たっての確認事項等

- ① 事業参加者は、加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱の規定に基づき事業を実施し、この要綱の規定に従わなかった場合（虚偽の書類を申請した場合も含む。）には、事業参加の取消しを受けることがあること。
- ② 事業参加を辞退した場合及び参加の取消しを受けた場合、補填金を受け取ることができないこと。
- ③ 畜産関係法令その他の法令への違反等により公訴を提起された場合、速やかに機構に報告すること。
- ④ 申込者又は申込法人の役員等（役員又は団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
また、暴力団員であることが判明した場合には、既に交付された補填金を返還すること。
- ⑤ 次の「個人情報の取扱いについて」に記載された事項に同意すること。

個人情報の取扱いについて

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、加工原料乳生産者経営安定対策事業の補助金を交付するために、酪農事業者から提出された加工原料乳生産者経営安定対策事業参加要件・事業対象数量確認書（以下「要件等確認書」という。）等に記載された個人情報について関係法令に基づき適正に管理し、本事業の補填金の交付に係る交付事務及び経営安定に関する業務のために利用すること。

また、機構は、関係法令に基づく提供のほか本事業補助金の交付のため、要件等確認書等に記載された内容を農林水産省、都道府県、市町村及び申請事務等委託先に対し、必要最小限度内において提供又は確認する場合があること。

6 添付書類

提出する添付書類の□に✓（チェック）をご記入ください。

		添付する書類
全ての申込者		☐ 「環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（畜産経営体向け）」の写し
		☐ 今年度の配合飼料の価格差補填に関する数量契約書の写し又は当該契約事務を行っている者による数量契約確認書の写し ☐ （今年度の配合飼料価格安定制度未加入者は、今年度の本事業の参加申請に係る配合飼料価格安定制度加入に関する申告書（様式第1－1号））
要件確認のための書類	第1号対象事業者が生乳を出荷する者	☐ 第1号対象事業者との取引契約書の写し
	第2号対象事業者	☐ 乳業者との取引契約書の写し
	第2号対象事業者及び第3号対象事業者	☐ 農林水産大臣に提出した年間販売計画の写し
		☐ 交付対象数量に係る農林水産大臣からの通知の写し
法人の場合	① 前年度申請内容から法人概要に変更がない場合	☐ 添付する書類はありません。
	② 前年度申請内容から法人概要に変更がある場合	☐ 法人の概要（様式第1－2号）
		☐ 定款又は規約
		【株式会社の場合のみ】 ☐ 株主の人数が確認できる書類（定款に記載されている場合は不要）
申請等事務を委託する場合		☐ 申請等事務委託の内容（様式第1－3号）

（注） 1 添付書類が既に提出している資料の内容と重複している場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たって

は、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

2 添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができることとする。

様式第 1－1 号

令和 年度加工原料乳生産者経営安定対策事業への参加申請に係
る配合飼料価格安定制度加入に関する申告書

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

私は、令和 年度加工原料乳生産者経営安定対策事業への参加申請に当たり、加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱に定められた事業参加要件である配合飼料価格安定制度（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和 50 年 2 月 13 日 50 畜 B 第 303 号農林事務次官依命通知）に定める異常補填交付金交付事業及び同要綱に定める配合飼料価格安定基金が業務方法書により行う通常価格差補填をいう。）への加入等の状況について、下記のとおり申告します。

また、本申告に虚偽があった場合には、事業参加の取消し等の見直しを受けることを承諾します。

なお、独立行政法人農畜産業振興機構が配合飼料価格安定制度における基本契約等の締結状況を照会するに当たり、本事業の参加に関する以下の情報を関係機関に提供することについて同意します。

令和 年 月 日

申請者

住所

法人名

氏名又は法人の代表者

記

以下の項目のうち、該当するいずれか 1 つの項目について□にチェックしてください。

（また、その内訳について次のページも記入してください。）

☐ 1 私は、令和 年度及び令和 年度のいずれも、配合飼料価格安定制度に加入していません。→③、④を記入

☐ 2 私は、令和 年度の配合飼料価格安定制度に加入していましたが、別添の理由により、配合飼料の価格差補填に関する令和 年度の数量契約を締結していません。

（自給飼料への転換等、今年度に配合飼料価格安定制度への加入を止めた理

由を記述し、この申告書に添付してください。) →①～④を記入

① 配合飼料価格安定基金の契約者名等 (申請者と同じ場合は、記入不要。)

(個人経営者の場合)

・住所:

・氏名:

(法人経営者の場合)

・所在地:

・法人名:

・代表者名:

注: 配合飼料価格安定基金における契約書上の氏名、住所等を記入してください。

② 配合飼料価格安定基金の加入状況 (該当欄に○を記入してください。)

	〔令和 年度〕	〔令和 年度〕
(一社)全国配合飼料供給安定基金 (全農基金)		
(一社)全国畜産配合飼料価格安定基金 (畜産基金)		
(一社)全日本配合飼料価格畜産安定基金 (商系基金)		

③ 経営類型 (該当欄に○を記入してください。)

酪農	肉用牛			養豚	採卵鶏	肉用鶏	その他
	繁殖	育成	肥育				

④ 配合飼料の購入先

(記入例：○△農業協同組合、○△飼料販売代理店、○△飼料株式会社等)

農業協同組合	支所
飼料販売代理店	支店
飼料株式会社	支店

その他：_____

法人の概要

1	① 法人名			
	② 代表者役職名		③ 代表者氏名	
2	法人の種類	☐ 農業協同組合 ☐ 農協連 ☐ 農事組合法人 ☐ 合同・合名・合資会社 ☐ 株式会社 ☐ 特例有限会社 ☐ (一般・公益) 社団法人 ☐ (一般・公益) 財団法人 ☐ その他		
3	① 資本の額又は出資の総額	千円	② 業務を執行する 従業員の数	人
	③ ②のうち酪農業に常時従事する従業員の数	人		
	④ 株主の総数	人		
	⑤ 株主の氏名又は名称及び構成割合 (上位から累計 50%以上までの者を記載)	株主氏名又は名称	保有株式	構成割合

(注) 株式会社にあつては、株主の総数が確認できる書類(株主名簿等)を添付すること。ただし、株主の総数が定款に記載されている場合は不要とする。
また、株主の総数が確認できる書類(株主名簿等)が申請者のウェブサイトにおいて閲覧可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができることとする。

令和 年度加工原料乳生産者経営安定対策事業の申請等事務については、次のとおり委託して実施します。

フリガナ	
委託先法人名 及び代表者氏名	
フリガナ	
担当部署 担当者氏名	
住所	(〒)
電話	— —
F A X	— —
E メール	

事務委託する事項	チェック欄
1 事業参加申込書の作成支援及び独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）への提出	☐
2 加工原料乳販売価格及び認定数量報告書の作成支援及び機構への提出	☐
3 加工原料乳販売価格及び認定数量の機構への報告 ※ 出荷先の第1号対象事業者に委託する場合のみ	☐
4 補助金の交付手続に係る申請書類の作成助言及び機構への提出	☐
5 事業者拠出金の機構への送金	☐
6 提出書類の内容等に関する機構からの照会対応	☐
7 機構からの調査、報告依頼の対応	☐
8 事業に係る帳簿及び関係書類の整備保管	☐
9 事業に係る会計検査院の実施する会計実地検査の立会い	☐

加工原料乳生産者経営安定対策事業参加辞退届出書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

氏名

(法人の場合は、団体名及び代表者名を記入)

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で加工原料乳生産者経営安定対策事業の実施主体として事業の参加を承認されましたが、今般、下記の理由により、事業への参加を辞退したいので届け出ます。

記

1 辞退の理由

2 拠出金返還の振込先

- (1) 金融機関名
- (2) 口座種別
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義 (カタカナでご記入ください)

- (注) 1 業務対象年間期間中は事業に参加できません。
- 2 本届出書を提出した当該年度に生産した生乳は、補填金の対象となりません。

令和 年度第 四半期 生乳販売等数量報告書
(生乳出荷事業者用)

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

氏名
(法人の場合は、団体名及び代表者名を記入)

令和 年度第 四半期における生乳の販売等数量について、加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱第 4 の 5 の (2) の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 生乳の販売等数量

(単位 : kg)

販売先又は委託販売先 (第 1 号対象事業者)	数 量

(注) 第 1 号対象事業者が報告する場合は、販売先又は委託販売先 (第 1 号対象事業者) 欄を生乳出荷事業者とし、生乳出荷事業者ごとの数量を記載すること。

2 添付書類

販売等数量を証する書類の写し

令和 年度第 四半期 加工原料乳認定数量等報告書
(第2号対象事業者用)

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

氏名
(法人の場合は、団体名及び代表者名を記入)

令和 年度第 四半期における加工原料乳の認定数量等について、加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱第4の5の(2)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 加工原料乳の認定数量等

(単位：kg)

販売先	用途	販売価格	販売数量
合計（加工原料乳認定数量）			

(注) 用途については、バター、脱脂粉乳、チーズ及びクリーム等該当する用途を記入すること。

2 添付書類

- (1) 農林水産大臣又は都道府県知事からの認定対象数量通知書の写し
- (2) 加工原料乳の販売価格を証する契約先との間で締結した契約書等の写し（第1四半期の報告時のみ。）

(注) 添付書類が既に提出している資料の内容と重複している場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

令和 年度加工原料乳価格年度別報告書
(第2号対象事業者用)

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

氏名
(法人の場合は、団体名及び代表者名を記入)

令和 年度における加工原料乳の販売価格について、加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱第4の5の(2)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 加工原料乳の販売価格等

(単位：円、kg)

販売先	用途	販売価格	販売先別販売数量
合計（加工原料乳認定数量）			

- (注) 1 同一販売先でも販売価格が異なる場合は、それぞれを記入すること。
2 用途欄には、脱脂粉乳、バター、チーズ、クリーム、濃縮乳及び脱脂濃縮乳など加工原料乳の用途を記入すること。
3 加工原料乳の販売価格は、小数点第2位まで記入すること（小数点第3位以下は切り捨て）。
4 販売価格に消費税等が含まれている場合は、その旨を記入すること。

2 添付書類

加工原料乳の販売価格を証する契約先との間で締結した契約書等の写し

(注) 添付書類が既に提出している資料の内容と重複している場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

令和 年度第 四半期 加工原料乳認定数量報告書
(第 3 号対象事業者用)

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

氏名
(法人の場合は、団体名及び代表者名を記入)

令和 年度第 四半期における加工原料乳の認定数量について、加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱第 4 の 5 の (2) の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

別添の加工原料乳数量認定書（写し）のとおり

(注) 農林水産大臣又は都道府県知事からの認定対象数量通知書の写しを添付すること。ただし、添付書類が既に提出している資料の内容と重複している場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

加工原料乳生産者経営安定対策事業事業者拠出金納付依頼書

番 号
令和 年 月 日

殿

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長

このことについて、下記のとおり事業者拠出金を納付するよう通知します。
なお、振込手数料は、貴殿のご負担となりますので、ご了承ください。

記

- 1 納付対象期間
令和 年度第 四半期

- 2 納付金額
円

(単位：kg、円)

対象四半期	支払対象数量 ①	事業者拠出金 単価 ②	事業者拠出金額① ×②=③	備考
第 四半期				

- 3 納付期限
令和 年 月 日

- 4 振込先金融機関

金融機関名	支店名	預金の種類	口座番号	口座名義

酪農乳業部生乳課 担当：

電話番号：03-3583-

メールアドレス： @alic.go.jp

令和 年 月 日

事業に係る権利義務の承継申請書（相続者用）

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

・ 承継元

（住所）

（氏名）

・ 承継先（申請者）

（住所）

（氏名）

今般、死亡等による上記（承継元）の者の加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る権利義務の一切（補填金の交付、事業実施期間終了後に資金に残額が生じた場合の資金の残額の返還、拋出金の納付、事業参加者の要件に合致しないことが明らかとなった場合の既交付の補填金の返還等）を承継したいので承認されたく、関係書類を添えて申請します。

また、同者が加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱に基づく独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）に対して負う一切の債務（拋出金の納付、事業参加者の要件に合致しないことが明らかとなった場合の既交付の補填金の返還等）について、権利義務の承継の前後を問わず、その履行の責任を負うことを確約します。さらに、この承継については、承継元の全相続人が同意していることを申し添えます。

なお、万が一、相続人の中に承継元の権利義務を申請者が全て承継したことを同意せず、相続人として承継元の権利を行使する者がある場合には、申請者が機構に代わってその一切の履行を行い、申請者は貴機構に対し、求償、損害賠償等の一切の請求は行わないことを確約します。

記

1 承継元と申請者の続柄

2 権利義務の承継年月日

令和 年 月 日

3 添付書類

- (1) 加工原料乳生産者経営安定対策事業参加要件・事業対象数量確認書
- (2) 死亡したこと及び申請者が相続関係にあることが確認できる書類（住民票除票の写し等）

(注)(2)の添付書類が既に提出している資料の内容と重複している場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

令和 年 月 日

事業に係る権利義務の承継申請書（農業生産法人等用）

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

・承継元（申請者①）

（住所）

（氏名又は法人名、役職名、代表者名）

・承継先（申請者②）

（住所）

（氏名又は法人名、役職名、代表者名）

今般、下記1の理由により、申請者①から同者の加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る権利義務の一切（補填金の交付、事業実施期間終了後に資金に残額が生じた場合の資金の残額の返還、拋出金の納付、事業参加者の要件に合致しないことが明らかとなった場合の既交付の補填金の返還等）を申請者②に承継したいので承認されたく、関係書類を添えて申請します。

また、申請者①が加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱に基づく独立行政法人農畜産業振興機構に対して負う一切の債務（拋出金の納付、事業参加者の要件に合致しないことが明らかとなった場合の既交付の補填金の返還等）について、権利義務の承継の前後を問わず、申請者両名は連帯して、その履行の責任を負うことを確約します。

記

1 承継の理由（例：〇〇農業生産法人の構成員になる為）

2 権利義務の承継年月日

令和 年 月 日

3 添付書類

（1）加工原料乳生産者経営安定対策事業参加要件・事業対象数量確認書

（2）法人の概要、定款及び構成員名簿

(注) 1 (2) の添付書類が既に提出している資料の内容と重複している場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

2 (2) の添付書類が申請者のウェブサイトにおいて閲覧可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができることとする。

【様式第 6 号】

番 号
年 月 日

加工原料乳生産者経営安定対策事業事業者拠出金収支表（ 年度）

(住所)

(氏名又は法人名、役職名、代表者名) 殿

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長

令和 年度における拠出金収支状況は以下のとおりとなっておりますので、加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱第 8 の 3 に基づき通知します。

A 前年度までの事業者拠出金残額

事業者拠出金	拠出金運用果実	計
円	円	円

D 補填金交付（前年度分）による拠出金取崩し

事業者拠出金	拠出金運用果実	補助金	計
円	円	円	円

B 本年度拠出金

対象年月	支払対象数量 ①	事業者拠出金単価 ②	事業者拠出金額 ③=①×②	拠出金運用果実
	kg	円/kg	円	円
第 1 四半期				
第 2 四半期				
第 3 四半期				
第 4 四半期				

E 事業者拠出金の返還

返還対象年度	拠出金返還額
	円

F 事業者拠出金残額（=A+B-D-E）

事業者拠出金	拠出金運用果実	計
円	円	円

C 補填金交付額（前年度（令和 年度）分）

支払対象数量 ①	補填基準 価格	平均取引価格	補填金 単価 ②	補填金交付額 ③=①×②
kg	円/kg	円/kg	円/kg	円

酪農乳業部生乳課 担当:

電話番号: 03-3583-

メールアドレス: @alic.go.jp